

日商協ゼミナール

商取法改正後の商品先物業界

先物市場機能發揮のために

大きく変わる法的環境

早稲田大学法学部・
大学院法務研究科教授

上村 達男氏



2004年度第Ⅱ期、東京・第6回の日商協ゼミナール(11月5日、日商協ビル)

大阪、名古屋でも同様の講演を行った。

本日は今回の法改正で、商品先物業がどのような位置付けになつたかを中心

制度の理念がどう変わり、制度に対する規制をみます。

マーケットが主役に

業者に対する規制をみます。

商品先物取引は市場法

横断的仲介者に
まず、商品取引員は「普通の仲介業者」になります。これまでには取引所単位で許可を得て商品取引員としての業務を行ってきました。これからは横断的な市場仲介業者という位置付けになります。要するに証券業者と同じです。

その代わり、取引所が監視するのではなく、「自ら業者としての信頼性を高める」という風に大幅に変わりました。商品取引所の目的を達成するには、公開会社は証券取引法の情報開示、会計監査を受け、未公開会社は自主規制や商品取引所法で補うことになります。

金融ビックバンの中に商品も入るという理念でした。

次に商品取引所法の話に入ります。平成10年の法改正は「国際水準の商品市場をつくる」のが目的であり、商品先物業界について次のように述べた。同教授は、商品先物業がどのような位置付けになつたかを中心

制度の理念がどう変わり、制度に対する規制をみます。

振興協会が
自主規制機関

商品取引協会は業者が任に研究会が始まり、この時、商務課から「商品先物市場法の構想について」と題す

り、法律が要求している制度であり、「現場の知恵を活用して、間接的に規制目的を達成しよう」というものになります。規制機関に重視されるべきものです。商

業者がお金を出すのはおかしいという議論もありますが、その方が個々にやりこんでいるコストを

(4面へつづく)

注目!! 日経新聞・木曜朝刊 国際面に掲載、商品先物取引シリーズ

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑭

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑮

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑯

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑰

確かな未来へ、商品先物取引 シリーズ ⑱

鈴木 一之
証券アナリスト

商品先物取引を始めるときにインターネットや新聞の相場欄を見てリスクリターンがどのくらいになるかをシミュレーションするといいですね。

安部 雪春
テクニカルアナリスト

来年5月施行の改正商取法。顧客の資金保全をより強固にしたこの法律で、資産運用としての商品先物取引がさらに普及するといいですね。

福島 敦子
キャスター・エッセイスト

食品や日用品の値段は誰もが関心のあるもの。その指標価格となる商品先物市場は、もっと親近感のある存在になつてほしいですね。

浅井 宏
テクニカルアナリストJCFIA
JAPAN COMMUNITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION
「商品先物なとくスクール」福岡・イムズホール
11月27日(土) 13:00~15:30JCFIA
JAPAN COMMUNITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION
「商品先物なとくスクール」福岡・イムズホール
11月27日(土) 13:00~15:30浅井 宏
テクニカルアナリスト

商品先物取引には異なる市場での裁定取引やオプション取引などもあります。運用目標に沿ってこれらを戦略的に活用した投資も検討したいですね。

JCFIA
JAPAN COMMUNITY FUTURES INDUSTRY ASSOCIATION
「商品先物なとくスクール」福岡・イムズホール
11月27日(土) 13:00~15:30